

月、長州の兵、本山内に陣す。二月六日、連枝澤依を長州に遣はし、新門跡德如上人をして攝・河・泉を巡化せしめられた。當時本山の達書に曰く

御勅

王之儀に付、格別御省略、非常

御旅裝、草鞋竹杖之御姿に而、

御忍同様、来る二十五日、新御

門跡御下向被爲在候旨被仰出之

と。聞くもの感泣して、其の敷へを服膺せざるはなかつた。三月一日、朝廷九條道孝卿を遣はして、奥州を鎮撫せしめらるゝこととなつた。そこで廣如上人は金參千兩を献じて、其の用度を補助し申上げた。同月十二日、天皇、廣如上人の老軀を憐みたまひて、携杖昇殿を許させられた。此の頃、國是漸く一變して、外國との交際、將に盛ならんとするに至つたので、我本山は、朝廷に奏し

て、軍艦を調獻せんことを願はれた。ところが三月二日に至り、勅旨あり、軍艦に代ふるに大津・伏水・八幡・山崎・嵯峨五個所の、砦營關門造築を助くべきを以てせられた。

御達書

本願寺

願書之趣神妙之至被

聞召屆候 王政御一新之處 皇國一統

未だ平定にも不相及之折柄

皇居之警備極而手薄兼而 御憂慮

被爲在候に付大津伏水八幡山崎嵯峨五ヶ所砦營關門等造築

嚴重に被遊度思食に候間軍艦獻納に振替右之手傳可致旨被

仰出候事

三月二日

大政復古を仰せ出されてから、未だ八旬に満たざるに、斯の如く御沙汰書に次

明如上人傳 一六一

ぐに御沙汰書を下し給はつたといふことは、是れ全く我本願寺が、勤王の微衷を、御嘉納あらせられたからである。

六 御親征と津村別院

慶應四年三月二十一日、天皇親しく東征せられんとて、大阪に幸し給ひ、津村別院を以て行宮とせられた。これより先き、二月二十八日、列侯を召し出されて詔らせ給へる中に

然るに徳川慶喜不軌を謀り天下解體遂及騒擾萬民塗炭之苦に陥らんとす故朕不得已斷然親征之議を決せり

とある通り、御親征の議は、早くより決定して居つたので、我が本願寺へは、既に二月十四日付にて、左の如き御沙汰があつたのである。

今度 御親征に付其方大阪掛所

皇居太政官代等被借 召候旨

御沙汰之事

慶應四年二月十四日

御親征之儀先達而當月下旬被 仰出候處

御延引更に來月五日被爲遊

御出彰戰地

御巡覽大阪へ

行幸西本願寺一應行在に相成候海軍

御點檢之上命を四方に降下せられ速に

追討之功を被爲

聞食萬民塗炭之苦を

御救濟の

衆慮に被爲在候條一同厚奉體受

邦内一致の衆力を以て鞅掌いたし

可奉安

宸襟候末々に至り候而も

御仁恤之

御趣意を奉戴し聊心得違無之様

御沙汰之事

二月

但行在中東本願寺

太政官代に被用候事

かくて愈々三月二十一日寅之上刻、御先手京地を御繰出し相成り、辰之上刻に鳳輦御所を御ひらきに相成り、東六條御小休み、七條通より、男山八幡宮へ御

参詣あそばされ、同日は同所に御一泊、二十二日、河内守口の難宗寺（本願寺派）に御一泊、二十三日御着阪、津村別院の行在所に入御あらせられた。これより先き、廣如上人は、新々門跡明如上人をして、鳳輦を守口に奉迎して扈從せしめられた。着御の日、新門跡徳如上人亦巡化先より來りて、新々門跡と共に行在所に伺候した。是より明如上人は、本町四丁目の淨照坊に館して、行宮護衛の任に當られたのである。聖上着御の時、明如上人が、墨染の法衣に草履を穿いて、お迎へ申上げたれば、聖上を拜んで感涙を流して居たる群衆は「あれ生佛さんが勿體なや」と、何ともいへぬ光景であつた。聖上には、額面を取外した後の、折釘に御眼を止めさせられ、御下問あり、淨照坊に宿泊の明如上人を召されて、前の額面其の外、多くの書幅を取寄せて御覽あり、頗る御満足の體であつた。又御座所の庭園、泉水、小亭、石橋の邊から廊下續きの高樓、

聖明閣に度々お登りになつて、市中を御見晴らし遊ばした。此の時の事を、聖上には深く御心に御印象遊ばされたと見えて、其の後明治三十一年十一月、攝河泉大演習に、玉駕を大阪城内に御駐めになつたる際、天守臺に立たせ給ひて、市中を御眺望あつたが、其の時津村別院を指さし給ひ、侍従を顧み給ひ、

あの大きな屋根は何なるかとお尋ねがあつたので、北御堂(津村別院のこと)なる旨を言上したるに、暫く黙して在せしが、ポンとお膝をお敲きあり、さも御懐しげの御色を龍顔に浮べさせられ「あれが北御堂なるか、それならば市中を眺むる高樓があつた筈ぢや」と微笑み給ひて、當年を偲ばせられ、直ちに廣幡侍従を津村別院に遣はせられ、難有き御詫を傳へさせ給ふたことであつた。又明治五年五月中國西國御巡幸の際にも、海路大阪に御上陸、亦我が津村別院を以て行在所にあてさせられた。僅々五星霜の間に、兩度の御行幸を辱ふし、宗

門の上下無上の光榮として、深く感銘したてまつることである。

七 廣如德如兩上人遷化

慶應四年四月八日、猿ヶ辻の警衛を免せらる。

本願寺

太政官代

軍防局

四月八日

右猿ヶ辻御番所御警衛被仰付置候得共被免候事

正月三日、御警衛の任に服してより、干今約そ九十日の間であつた。この猿ヶ辻九十日間の御警衛については、我が本願寺の上下、心を一にして奉公の誠意を盡し、新門跡徳如上人は、此の月に入りて攝河泉の三ヶ國に亘れる、朝旨諭達の巡化を終りて、門末より受けしころの淨財貳千兩を、悉く朝廷に献納せ

られたことであつた。

閏四月、賊軍の勢大に衰へたるを以て、七日、聖上京師に還幸し給ふことゝなつた。此の時新々門跡明如上人を行宮に召されて、親しく勅語を賜ひ、御居室御依用の小屏風、其の他種々の御下賜に預かつた。乃ち明如上人は奉送して歸京せられ、九日廣如上人と共に參朝、天顏に咫尺し奉つたことである。當時廣如上人が、門末一般へ達せられた御直諭に曰く

當今紛擾之時節と相成殊に春初より 禁裏に近き小在及接戦於 朝廷深被爲惱 宸襟恐多事に候於當山も御眞影御動座被爲在候得共先々平定之場に至御歸座相濟何寄以安慮之事に候就而者此頃 御親征被 仰出取分難波へ行幸辱くも津村坊舍假 皇居と被定暫時 行在被爲在候得共無程還幸之後は洛陽 皇居御警備御手薄且萬民憂苦を 御憐恤被爲有 帝畿五箇所皆營關門御造築御手傳被 仰出御請申上候に付近來世上多少之謗難耳を驚之折柄斯寵遇を蒙候事 一宗之面目在職之僕侍滿悅袖に餘候雖然粒滴之一端に至迄門末信施之外目的無之寺門之儀晝夜懸命此事に候誠に宗門之興衰本廟之安危此舉に有之候得者予も室内一際令省略勤王之一端に備度就而者門末一同進而者天恩之重きに酬

ひ退而者予晚年之餘命を扶翼候様頼思處に候兼而申示候通常生を彌陀之願力に託し戰下闘諍之難追之中にも前念命終後念即生之素懷を樂しみ門末人氣令一和嚴護法城之思より予之勤王報國之旨趣に遵奉し厚心配取持之段頼入候也

辰 閏四月

廣如宗主が王事に勤めらるゝの熱誠、言々句々の間に溢れて居る、當時一門の末徒たるもの、此の懇切なる諭達を蒙りて、誰れか感奮興起せざるものがあつたであらうか。此の月十四日、新門跡徳如上人入寂、新門跡には、曩に猿ヶ辻警衛の際、既に病ひに罹られたのであるが、力めて警衛の任務に服し、更に草鞋竹杖近畿を巡化して、朝旨を門末に諭達せられたので、歸山の後重態に陥り、終に起たざるに至られた、眞に一身を王法佛法の爲に殉せられたりと申すべきである。

五月二十七日、金千兩を軍務官に獻じて、砦營關門設置の費に供した。六月

明如上人傳 一二七一

五日明如上人法嗣となりて、新門跡と稱せらる、時に十九歳であつた。七月、金五千兩を献じて、越後鎮撫の用度を補助申上げた。此の夏太政官紙幣を發行し、通用十三年を限りとせられたけれど、人民危懼して信用するものが無い。然るに軍資は皆正貨を要することゝて、會計頗る困難を極められた。時に岩倉輔相、内命を廣如上人に傳へられたので、紙幣參萬兩を正貨に換へて進められた。

八月二十七日、紫宸殿にて御即位式を行はせられ、九月九日明治と改元、一世一元の制を定めさせらる。二年九月、廣如上人本宗教導の主意を上奏し、且つ法語を製して門末に頒ち、宗門の旨趣を謬り無からしめられた。三年十一月曩に綸旨を賜はり、且つ再建の資を賜はりたる大谷の佛殿成る。十五日廣如上人疾を力めて之を慶讃せらる。四年七月、新門跡明如上人に遺訓一篇を口授

し、筆して門下に布告せらる。八月十五日、病革る、乃ち讓狀を認め、十九日遂に遷化せられた、壽七十四、諡して信法院といふ。明治三十五年四月、多年勸王の功によりて、特に從二位を贈られせられた。

八 明如上人の繼職

明治四年八月十九日廣如上人の遷化により、十月十二日、明如上人家督を相續せられ、十四日を以て、本願寺第二十一世宗主の職を襲かれた、時に歲二十二。萬延元年二月、十一歳にして新々門跡となり、慶應四年六月、徳如上人の入寂によりて新門跡となり、本年繼職に至るまで約そ十年、時恰も維新の政變に際し、廣如上人を輔佐して終始王事に勤められたことであつたが、今や本願寺第二十一世の宗主として、更に教界維新の大業に力を盡させられねばならぬ

ことゝなつた。

徳川氏の末葉より、神儒二道の學者、盛に佛教を攻撃し、數多の書籍も行はれて居つたが、幕府の大政奉還と共に、久しく佛教の掌握して居つた「宗門改め」の權利は廢せられ、王政復古の聲は、尊王攘夷の叫びに和して、端なくも茲に廢佛毀釋の論議を生じて、勢の趨くところ、忽ちにして上下を風靡するに至つた。されば大政官内に神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を置き、大小の諸政漸く其の緒につくや、神祇官は七科の上位に在りて、盛に其の權威を逞しうし、佛教排斥に全力を注ぐことゝなつた。先づ明治元年神佛判然の令を下し、社僧の別當職たるを禁じ、還俗するを歸正といひ、宮門跡に復飾を命ぜらるゝに至つた。明治二年九月、宣教使を置きて大教宣布の任を委ね、三年正月には、宣布大教の詔を下し給ひて、全く政教一致の制を明にせらるゝ

に至つた。同年四月、宣教使を更に博士となし、且つ各地の知事・參事をして、親しく大教宣布の職を掌らしめ、かくて神道と政治とは全然合一して下に臨むことゝなつた、神道の得意想ふべしである。當時各府縣の知事等、聖慮のあるところを誤解して、名を大教の宣布に籍り、廢佛毀釋を勵行し、佛像を焼き、古經卷を破棄し、天下に得易からざる國寶を、再び見ること能ざる不幸に陥らしめたことであつた。我國佛教界のかゝる危急存亡の際に、我が明如上人は傳燈襲職せられたのである。

明治四年八月、神祇官を改めて神祇省とし、又更に政治と佛教との關係を斷ちて、勅願所及び勅修の御法會を廢せられ、内裡に奉安せられし佛像を出して、之を泉涌寺の恭明宮に遷し、御所・門跡・院家・院室の號を停止し、總て諸國寺院の寺領地を沒收せられた。是の年十一月、朝廷岩倉全權大使・木戸・大久

寺願
保・伊藤・山口の四副使を、歐米諸國に派遣し、條約改正の事を商議せしめらるることとなつた。此の時我が明如上人も隨航して、海外宗教の實況を調査せらるゝの準備をして居られたが、偶々廣如上人遷化の不幸に會して、其の冀望を遂ぐることが出來なくなつたから、連枝梅上澤融を遣はし、島地默雷を之に隨はしめ、以て海外の宗教事情を視察せしめらることとなつた。又別に赤松連城・堀川教阿・光明寺爲然を、英獨二國に留學せしむることなり、乃ち明治五年正月十七日を以て、横濱を發航せしめた。而して默雷は歸路ゼルサレム及び印度の内地に入り、六年七月歸朝した。之れ全く我が明如上人が、衆に先だちて「知識を世界に求め大に皇基を振起すべし」との聖慮に答へられたもので、また我國僧侶の海外に航し、且つ印度内地の佛跡を禮拜せる嚆矢であつた。

九 教部省及び大教院

是より先き明治三年八月、明如上人は島地默雷・大洲鐵然を東上せしめ、朝廷に建議して請ふところあらしめた。其の趣意は、舊時幕政の時は、一の寺社奉行を以て、神官僧侶を管轄せしめたり。然るに方今維新の朝政に至り、神職祠官は神祇官を以て統理せしむるに、獨り佛教寺院に至りては、單に民部省中に取扱はるゝのみにて、特別の官衙を存せざるは、制を得ざるの甚だしきもので、且つ堂々たる一宗本山が、町村吏員の支配を受くる如きは、公正物を待つの朝旨に背き、頗る遺憾の至りであると、其の非制を痛切に論述したので、朝廷も之を諒とし、同年十月、遂に民部省中に寺院寮を置き、寺院管轄の官衙を特設することとなつた。けれども、神佛の間、權衡甚だ其の宜しきを得ない

ので、明治四年夏、島地默雷をして、宣教の官に與かるに、教部の一省を以てし、神佛二道の教徒をして、各々其の布教に從事せしむることを建議せしめた。此の年七月、民部省を廢して、大藏省に合併せらるゝことになつたので、寺院寮も亦隨て廢せられ、戸籍寮中に社寺課を設けて管理することとなつた。そこで愈々教部の設立が焦眉の急に逼つたので、益々其の建議を督促し、五年三月、遂に神祇省を廢して、教部省を設置せらるゝに至つた。此に於て政府は、國民一般の思想を統一せしめんが爲めに、布教の方針を一定するの必要を認めて、四月、三條の教則を頒布し、神佛各派の神官僧侶をして、此の主義の下に説教せしむることとなつた。三條の教則とは

- 一、敬神愛國の旨を體すべき事
- 一、天理人道を明にするべき事
- 一、皇上を奉體し朝旨を遵守せしむるべき事

といふのである。そこで同月二十五日に至り、教導職を置いて等級を十四とし、此の外に教導職試補といふものを置いた。而して神官・僧侶から、講談師・俳優等の諸藝人にいたるまで、皆教導職を授け、僧侶肉食妻帶蓄鬚等勝手たるべきことゝいふ布告の出たのも、此の時のことであつた。同月二十八日、神宮祭主近衛忠房・出雲大社大宮司千家尊福・前大僧正東本願寺光勝・前大僧正本願寺光尊(明如上人)・大僧都專修寺圓提・錦織寺賢慈等の十七名、始めて權少教正に補せられ、六月十三日、光勝・光尊の二上人等大教正に補せられた。かくて各宗に教導職管長を設けて、之を統轄せしめたので、明如上人乃ち一宗管長の任に就かれた。

是より先き本年三月七日、大谷家を華族に列せられ、同月十二日、真宗々名復舊の許可があつた。當時の大政官布告に曰く

明如上人傳 一三八一

一向宗名の儀自今真宗と可稱旨今般 御沙汰相成候に付

此段爲心得相達候事

眞宗といふ宗名は、其の初め宗祖聖人之を定め、御歴代の 天皇の御綸旨の中にも之を掲げられ、公然唱へ來りし所なるに、往々一向宗などの俗稱を用ゐる地方もあつたので、安永三年八月、自今宗名を一定して、一切の公文には、必ず淨土真宗の本名を記載すべきことを、各藩に公布せらるゝやう、幕府に請願せしこころ、圖らずも増上寺の抗議に會ひ、安永四年十一月、寺社奉行より増上寺に告ぐるに、本願寺等の宗名は、公文上一向宗と認めしむべき旨を以てしたので、爰に公訴となり、久しく相争ふたのであつたが、後輪王寺宮の仲裁で「一萬日の御預け」といふことで、依違決するところなく、終に明治の御代に及び、眞宗と稱すべき旨、公達せられたのである。

三條の教則發布せられて、各宗の僧侶教導職たることを得、佛教の勢力や、恢復せられたから、五年五月、眞宗五派先づ書を政府に呈して、大教院を設置して生徒を教養し、能く三條の教則を奉體せしめ、日新諸般の學科をも教授して、完全なる教導職を養成せんことを請ふた。政府も之に同意して、十一月、大教院を東京紀尾井町の紀州邸に開き、後芝の増上寺に移りた。當時の有様は、佛教各宗は恰も神道の附庸の如く、上は國學者・神官・巫祝から、下は俳優・落語家・講談師まで、皆神道の教導職に補任し、天台の座主も、眞言の長者も、南禪・妙心・永平等の禪師も、兩本願寺の法主も、皆彼等の下位に附きて、三條教則の趣意を民衆に説き諭すのみで、各自の奉する佛教の教義、各宗の宗意なごは、之を交へ説くことさへも出來ないといふ、誠に悲惨な境遇であつた。大教院が増上寺に移つた時の如き、其の本尊を撤して神鏡を置き、之を造化三

明如上人傳 一三七一

神の神殿と稱し、朱塗りの山門前に、白木の大鳥居を立て、僅に山門の樓上に傳教・弘法兩大師を初め、諸宗の祖影を掛け、各宗の管長が、紫紺の法衣をつらねて神道者流の後に隨ひ、四ツ手・八ツ手の拍手の打ち方を習ひ、無相福田の袈裟を着しながら、魚鳥などを捧げて神前に拜跪する有様、實に目もあてられぬ慘状であつた。明如上人は、夙に其の不可なるを憤慨されたけれども、當時諸宗の僧侶中、一人も之に應ずる者が無かつた。抑々神道の如きは、上皇室に關係あり、之を宗教に混ずるは、他日の弊害なきを保し難い、さるを合同一致の布教を企てんとする如き、甚だ謂れないことであつた。

明治六年七月、島地默雷歐洲より歸朝して、彼の地の宗教事情を詳しく復命し、且つ一日も早く神道と分離し、佛教各宗相提携して、釋尊の遺教を歐米各國にまで擴張せられんことを進言したので、明如上人欣快禁する能はず、直ち

に之を東本願寺光勝上人・專修寺・錦織寺・佛光寺の諸法主に謀り、真宗各派聯合して、他の天台・真言・禪・淨土等の諸宗を誘ひ、神佛各別に、其の奉すところの教義を以て、國家に盡さんことを提議せしに、天台・真言等の諸宗派では、一人も此の議に賛同するもの無く、真宗の中でも佛光寺・興正寺は、他の諸宗と共に神道に隨ふこととなつたので、止むを得ず兩本願寺・專修寺・錦織寺の四山合同して、神道及諸宗に當ることとなつた。當時島地默雷の奮闘は、想像以上のものがあつた。政府も其の非を悟り、真宗四派の願意を容るゝの意はあつたけれども、何分神道及び諸宗の抗議が劇しいので、容易に分離の願を許されず、紛々擾々三ヶ年の久しきに亘つたが、明治八年五月に至り、漸く「自今神佛合併布教相成らす」と云へる、一片の命令にて、大教院を廢せらるゝこととなつた。かくて明治十年一月には教部省を廢し、内務省に社寺局を設けて

社寺の事務を取扱ふことゝなり、更に明治十七年八月には、教導職を廢して、
教宗派の事は、其の宗派管長に委任せらるゝことになつた。今にして之を言へ
ば、固より理義明白にして、合同布教の不可なることは、言を待たないことで
あるけれども、當時に在りては、教育部の威權甚だ盛んであつて、佛教各宗皆
其の鼻息をのみうかゞふて居つた際に、能く此の素志を貫徹することの出來た
のは、全く明如上人の意志が確乎として動かす、幾多の障害を排除して、勇往
邁進せられたからである。

一〇 謂號宣下

明治九年十一月二十八日、宗祖親鸞聖人に「見眞」の謡號を賜はつた。是より
先き文化年間、宗祖聖人の五百五十回忌を執行するに當りて、謡號宣下の御内

意があらせられたが、叡山の僧徒之を拒みて、遂に御沙汰止みとなつたのである。新座主傳第三(續々群書類從第二收)に、次のやうな記事が載りてある。

文化五年十二月二日、一山總代正觀院僧正、禪林院大僧都參入、今度本願寺專修寺等より、親鸞聖人大師號之事を奏聞之由、其の聞へあり、勅命あるに於ては、高徳之大師之御威光薄く相成り、深く以て歎數儀に候問、勅許あるべからざるの様、御奏聞願ひ申し、後日關白殿に仰せ入れられの處、今度之儀、容易ならざる事故、宣下あるべからざるの由也、同十九日、其旨不動院大慈院等に仰せ渡されたり。

文化六年十二月二十八日、本願寺等申請、祖師親鸞聖人大師號之事、御差支之仔細あるに依りて、願書を返下せらる(一昨日云々)、官武一統、此の旨仰せ渡されの趣、鷲司關白殿より、青木玄蕃頭を以て仰せ進ぜらる。

昔しながらの山徒の誣訴、誠に淺間敷限りである。かゝりければ、當時の達書
は、次の如き不面目極まるものであつた。

開祖遠忌に付、大師號の儀願出の處、範宴善信事は優婆塞同様の者に付、大師號被相願候儀は、一

入輕からざる事にて、其の沙汰に及ばず候、元來源空上入より勅氣を受け候身分にて、清僧にても無之、出家とは申し難く、過分なる事に付、親鸞を上人杯を被唱候事、遠慮可有之筈に候、以來心得違無之様可被致候

文化七年四月

斯ふいふ様なことで、謚號御宣下の事は、御沙汰止みとなりたけれども、それが決して、聖旨ではあらせられなかつたので、文化八年三月、いよ／＼本山に於て、宗祖聖人の五百五十回忌を執行するや、時の主上光格天皇及び後櫻町上皇より、特に戸帳華鬘、並に白銀若干を、宗祖の影前に供せられたことであつた。かくて明治九年十一月二十八日、畏くも明治天皇は、特に左の如く謚號を御宣下あらせられた。

故親鸞

謚見眞大師

太政大臣從一位三條實美奉

天皇 明治九年十一月二十八日

御璽

更に又明治十五年三月二十二日には、中興上人に左の如く謚號御宣下あらせられた。

故蓮如

謚慧燈大師

太政大臣從一位三條實美奉
勳一等三條實美奉

天皇

明治十五年三月二十二日

明治十年五月、宗祖聖人謚號法會執行に際しては、畏くも明治天皇は、勅使西

明如上人傳 一三三一

四辻侍従を差遣はせられ、錦一巻を影前に供せられた。又同年築地別院に於て、謚號法會執行に際しても、錦一巻を賜はり、英照皇太后陛下よりは、特に綬子一巻を賜はつた。かくて明治十二年九月には、宸翰「見眞」二大字の局額を賜はつたのである。

本願寺

勅額 見眞

右思召を以下賜候事

明治十二年九月二十九日

宮内省

是に於て明如上人は、直諭を發して優渥なる聖旨を、廣く門末に傳へたことであつた。又明治十五年三月、中興上人謚號宣下と同時に、内務省より山科なる上人の墓地を土地せしめられ、更に左の如く兩本願寺に對して御沙汰があつた。

東本願寺住職

大谷光勝

本願寺住職

大谷光尊

其兩寺第八世蓮如之高德を追賞せられ謚號宣下被仰出候に付ては山城國宇治郡西野村に有之右蓮如墳墓之地所百五十六坪今其兩寺へ下賜候條永世兩寺之共有と相定自今墓所關係之事件は總て兩寺熟議之上執行候事

明治十五年三月二十二日

内務省

是の日内務卿より、我が本山に對し「別紙之通真宗大谷派管長大教正大谷光勝へ相達候條此旨爲心得相達候事」といふ達しがあつた。別紙とは即ち大谷派本山に對し「兩本願寺は從來同寺號を相用、稱呼之際、自然混濁し、不都合之次第有之候條、自今其寺に於て、寺號を單稱候節は、記號として、肩書に東の一

明如上人傳 一二五一

字を附記可致、此段相達候事」といふ達しがあつたのである。爾來我が本山は本願寺と單稱し、大谷派は東本願寺と稱して、兩寺々號混濁せないやうになつたことである。

一一 西南の變

明治十年二月、孝明天皇の十年祭に當らせらるゝを以て、明治天皇京都に行幸。仍ち一月二十四日東京御發輦、二品熾仁親王、三條太政大臣、木戸内閣顧問、山縣、伊藤兩參議等扈從して、海路西巡、同月二十八日、御艦高雄神戸着御、即日京都に入らせらる。かくて二月五日には、京都大阪間の鐵道開通式に親臨あらせられた。翌六日、たまく鹿兒島の變報至る。九日奈良に行幸あらせられ。十一日神武天皇陵に謁し給ふ。時に今井町稱念寺(本願寺派)を以て行

在所と定めさせられ、十日入御あらせられた。十二日鹿兒島の變狀、京都の行在所に達す。十五日西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹等と、兵一萬五千を率ひて鹿兒島を發す。乃ち二品熾仁親王を征討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を以て參軍と爲し、天皇蹕を京都に駐め、内閣顧問木戸孝允、參議大久保利通、伊藤博文等、征討の事務を經理し、右大臣岩倉具視東京に在りて政務を處斷し、暗號電信を以て、樞機を往復することとなつた。當時我が本山は非常御立退所に御治定相成りて、京都府より左の如き達しがあつた。

聖上 皇太后御滯京中非常之節其寺御退所に御治定相成候旨宮内省より達相成候條此段可相心得候事

明治十年二月一日

京都府

西南の變は、九月二十四日に至り、官軍城山を陥れて、茲に平定の功を奏し

明如上人傳 一三七一

たのであるが、當時明如上人は、連枝日野澤依を代理として、八月十日、隨員と共に京都を發し、普ねく各縣下を巡教せしめ、十月二十一日歸京した。乃ち戰後賑恤の爲め鹿兒島・熊本兩縣下へ各々壹萬圓、大分縣下へ貳千圓を寄贈し、長崎軍團病院患者を慰問して、同院へ五百圓を寄附せられたことであつた。明如上人が鹿兒島縣下の布教に着手せられたのは、明治九年一月、信教自由の布達ありて、眞宗國禁の舊制廢せられた時に始まり、乃ち一月二十六日小田佛乘（尊順）を遣はして地方廳の認可を得、同市泉町に假説教所を設けられた。爾來奥服町から築地町等に移轉、十年三月、新に宅地を購ふて一字を創建したのであつたが、時たまく西南の變起りて兵燹に罹り、六月金生町に移りたが、八月再び兵火の爲めに、本尊法寶物悉く鳥有に歸した。かくて事變平定の後、即ち十年十一月、東千石馬場に移轉し、十一年八月、隣地を買收して、紀州和歌

浦性應寺の本堂を移し、書院臺所等を新築し、同年十月、認可を得て本山別院となつた、今の鹿兒島別院が即ちそれである。事變の際には大洲鐵然・山崎照天・香川默識・暉嶮普瑞等、十數名の者、止まりて布教に從事して居つたのであるが、大洲鐵然は、木戸三位の内命を受け、縣下事情探偵の爲めに來り、政府に内應する者の嫌疑を受け、一行悉く獄に囚へられ、官軍の來着により、始めて虎口を免れ、海路長崎より大阪に護送され、本山に歸ることを得たのであつた。

一一 祔御殿及び祓の井

明治元年、江戸を以て東京と爲し、江戸城を皇居と定めさせらるゝや、親王、公卿も追々東京に移られて、京都は鳳宮を始め、親王公卿の邸宅も、漸次

取り拂はるゝと云ふ噂高く、爲めに京都市民は安き心もなかつたが、明治十一年六月に至りて、京都の大内保存仰出され、保存廳を舊閑院宮邸内に置き、長州の伊勢華氏是れが長に任せられ、時の横村京都府知事と、百事協議して、御趣意を遂行し奉ることとなつた。乃ち東寺町、西烏丸、南丸太町、北今出川を限りて、大内御苑の區域と定め、周圍に在る親王公卿の邸宅は、悉く取り拂ひを沙汰せられ、漸次に大内御苑を構へらるべきことなり、宮垣以外にて、第一に御保存の着手ありしは、猿ヶ辻なる中山家舊邸、即ち 明治天皇御降誕の聖地なる祐御殿及び祐ノ井であつた。猿ヶ辻は、皇后に接近せし要地であつて、慶應四年一月、徳川慶喜會桑の兵を發して京都を犯すや、我が本願寺に内命下り、時の宗主廣如上人は、新門跡徳如上人、新々門跡明如上人をして、晝夜交替に御守衛申上げた、思ひ出多き所である。其の猿ヶ辻なる中山邸の御降

誕地祐御殿並に祐ノ井が、大内御保存として先づ着手せらることとなつた。此の時我が本願寺では、猪熊七條上る所に大學林を新築し、十二年一月に竣工したのであるが、其の門扉及び周圍の柵垣をば、純粹なる黒鐵を以て作つたので、結構當時に其の名高く、伊勢華保存廳長及び横村京都府知事も、之を視て密かに羨望し、宮中に内奏するところある由を聞いたので、乃ち明如上人は、御降誕の聖地御保存に就き、御兆域に鐵扉鐵柵の献上を願ひ出られたのであつた。時恰も 明治天皇には三重・愛知・岐阜三縣下に亘る、大阪名古屋兩鎮臺の對抗大演習に臨御あらせられ、京都に行幸、泉山御參拜仰出さるゝといふ折柄であつたので、直ちに願ひ出での旨聽許相成りた。そこで本願寺に於ては、晝夜兼行にて其の工事に從ひ、明治十三年七月十日、目出度く竣工した。果して同月十三日、車駕京都着御、十五日泉山行幸、十六日今出川御門内桂宮行幸御

通筋として、猿ヶ辻なる舊中山邸の御降誕地祐御殿並に祐ノ井御通覽、其の鐵扉鐵柵の工事に深く御満足あらせられ、特に門扉右柱に

『本願寺第二十一世傳燈光尊獻之』

と印刻することを許させられた。かくて同月十九日御發輦、神戸に向はせらるるに際し、特に本願寺大學林に御立寄仰せ出だされ、彼の姉妹柵たる同校の鐵柵を収覽あらせられ、御氣嫌殊の外御麗はしく、樓上にて御休憩中、明如上人及び令妹朴子へ拜謁を賜はつた。當日は暑氣殊に酷しかつたので、御成りの間に氷柱を立てゝ涼をまいらせたことであつた。かくて二十一日神戸より扶桑艦に召されて、二十三日東京へ還幸あらせられた。

一三 興學布教

維新中興の大業既に全く、開國取進の國是、着々として進歩し、時運煥然として開發し、廣く泰西各國の精華を抜き、我が日東の帝國は、駿々乎として文明の域に進んで行く。明如上人大に時勢の推移に鑑み、帝國文運の開進に伴ひて、興學布教の爲め、漸次に幾十萬の資を投せられた。先づ學事に關しては、年々巨萬の費を抛ちて、派内の教育機關を擴張し、門末子弟の教養に意を専らにせられ、又別に留學生規則を制定して、内國の大學・高等學校、其の他各種の専門學校に、或は英・米・獨・佛・露・清等に、幾多有爲の青年を留學せしめられた。次に布教の方面に就ては、海外開教は上人由來の希望であつたが、明治二十年の頃より、時機漸く熟し來りて、有爲の青年僧侶を之れに任じ、西比利亞・韓國・清國・新嘉坡・亞米利加・布哇・濠洲等の各地に、着々として眞宗の教線を擴張せられ、幾回か布教上の視察者をも派遣せられたことである。二十八

明如上人傳 一二四

年、臺灣我が版圖に歸するや、直ちに開教使を派遣して基隆・臺北・打狗・新竹等の各地に布教場を設け、遂に堂々たる別院の建立を見るに至つた、明如上人は又社會の改善に最も意を注ぎ、其の第一着として四人の感化を急務と爲し、早く明治三、四年の頃より、關東門末の僧侶をして、監獄教誨に從事せしめられたのであつたが、其の後漸次各地に及び、明治十三年に至りて、内務省より我が本山に依頼するところあり、上人乃ち教誨師を各監獄に特派せられ、囚徒の感化に力を盡さしむることとなつた。その後多少の隆替はあつたけれども、獄制の改良と共に、益々教誨の必要と、其の效果も認められたので、教誨師の手當を國庫より支辨し、監獄内に教務所を置き、勤績有功の教誨師を抜擢して、奏任官の待遇を與ふる様になつた。今日では、内地の各監獄から臺灣・朝鮮・満洲に亘りて、其の本支分監に教誨師を派遣することに至つて居る。其の他内地

一般門末の教導に至りては、日夜に心を碎かれたことであるが、更に海陸軍の軍隊に向つても、布教使を派遣して、眞宗の信仰を鼓舞せられ、特に二十七八年役に際しては、非常の盡力をせられたことである。

然るに是等教學に用する資財は、其の多分を門末隨時の懇志に仰ぎ、固定の收入といふは無かつたので、明如上人は深く之を遺憾とし、明治十九年三月、護持會を設立し、其の資を募集することに決して、廣く門末に達せられた。明治二十一年三月の消息に曰く

専修正行の繁昌は遺弟の念力より成すと先徳も示し玉へり、されば幸に時機相應の要法たる弘願眞宗の一流をくむ門葉、粉骨碎身の思ひに住し護持の念力をはこばざるべけむや、しかれども其念力をはこぶについては眞俗二諦にわたり、世間出世に通じてこゝろを用ふべきよしうけたまほりつたふるところなり。これによりてさいつごろより護持の一會を設け門末を勧誘せしところ、一同隨喜賛成せらるゝこと、一宗繁昌の基となりぬべく深くよろこぶことに候。それにつきてこの會を設け

明如上人傳 一二五

し旨越ほしづく書取をもて申示し候へども、なほゆきことかざるところもあらんかど、かされて筆を染て申のべ候。抑護持の一會は、護國扶宗の功績を讃するこそ今さら申すまでもこれなく候、その護國と申すは王法爲本の宗則にしたがひ、教育衛生といひ殖産興業といひ、すべて文明の氣運に應じ、わが皇國の光を宇内にかゞやかし、天壤無窮の皇恩にむくひ奉るにあり。しかれば教育衛生につきても昔日の陋習になづます、殖産興業にいたりては農業をはじめとし、事毎に改良の方法を用ひ、いさゝかにても國家の富強をはかるを本意とす。さりながらあやまりて私利をいそなみ、徳義をかろむするようなりゆき候ては、其所詮あるべからず、されば一般の人民にありては倫理をたふさび、徳義を重むすべきは勿論なれども、ここにわが一流の門葉におひては、前住の遺訓にも示し給へるごとく、觸光柔軟の願益により、崇徳興仁務修禮讓の身となり候へば、天下和順の金言にも相かなひ、皇恩の萬一をもむくふ奉ることなるべし。その扶宗と申すは、まづ自身出要の大事をあやまりなく報土得生の眞因を領得し、平生業成の身となり、いよ／＼大悲傳普化眞成報佛恩のおもひより學事をさかむにし、人材を育成し、興法利生世運と併進し、無邊の群類を化し、あまれく衆生をして二諦の妙味を愛樂せしむるにあり。されば弘教の根基を固くし大法護持の念願ゆるかせにおもふべからず、二利満足せしめらるべく候。其平生業成の宗義は、願成就の文に聞其名號信

心歡喜さゝき、即得往生住不退轉と示し給へるを、依憑とす、毫末も自力の機情をまじへず、佛願の生起本末をきゝて疑心あることなきを歸命の一念とは申すなり。其一念のたちどころに、彌陀の心光攝護してながく生死をへだて給ふを住不退轉とも平生業成とも申す也。されば一念にわが往生は治定しなはりぬれば、盡形壽の間はひゞへに佛恩のかたじけなきことをおもひ出で、報謝の稱名相續し、上に示すところの王法爲本の宗則をあやまらず、人民の徳義を全くし、護國扶宗の念力を盡し、専修正行の繁昌を期せられ候事肝要に候。かへす／＼も同心の行者此會の隆盛をばかり、淨財の喜投をつのり、教學の資糧にかくところなからしめんやう希ふところに候也あながしこく

明治二十一年三月七日

かくて明治三十三年九月、財團設立を申請し、同年十二月七日、内務大臣の許可を得て、資産茲に確定し、爾來其の利金を以て、興學布教の資を扶助して居ることである。

一四 二十七八年の役

明如上人傳 一三九一

明治二十七八年の戰役に際しては、明如上人最も盡忠奉國の事に苦慮せられた。開戦に先だちて、七月二十五日、在韓信徒並に軍隊慰問の爲めに使僧を派遣して、清酒五十石・陣中名號數千幅・書籍若干を軍隊に寄贈し、同月三十日、軍資金五千圓を献納せられた。當時明如上人は、病の爲めに久しく轉地療養中であつたが、推して歸山し、執行をして訓告を發せしめ、八月二日門末一般に親教せられた。同月七日、大詔の煥發と共に臨時部を設け、部長大洲鐵然以下の部員を任命し、恤兵獎勵・從軍布教等の事務の進捗を計られた。十二日東上、十四日參内して天機を奉伺せられ、越へて十七日、特に宮中より召されて參内、鳳凰間にて拜謁仰付けられた。即夜東京出發歸山せられ、二十日より新法主光瑞上人と手を分ちて姫路・廣島・吳・門司・小倉・熊本（以上明如上人）・大阪・伏見（以上光瑞上人）の各軍隊を慰問せられ、親教に歸敬式に、殆んど寧日

なき有様であつたが、病氣再發の徵があらはれたので、熊本から一先づ歸山せらるゝことなり、新法主代りて熊本・佐賀・佐世保・長崎・馬關・松山・丸龜等の各軍隊を慰問し、十月五日歸山せられた。是より先き、明如上人熊本より歸山の途次、大糸を廣島に進めさせらるゝ、明治天皇陛下を神戸に奉伺して、九月十五日歸山。十月十四日、左の直諭を門末に發せられた。

こたび清國征討の舉は我國未曾有の事にして、國家の隆替も此勝敗如何にあれば、國民舉りて或は恤兵に或は軍資に丹誠を抽でられ候事千萬難有事に候之に由て予も過る八月十四日天機伺の爲上京し、歸山の後第四師團の慰問は新門に命し、第五第六の兩師團吳佐世保の兩鎮守府の軍隊を慰問せんと、同廿日發途して有縁の人々に對し、本宗二諦の教旨、生ては、皇國の臣良となり死しては安養の往生を遂べき旨懇諭に及びしに、一時嚴暑の氣に侵され身體意の如くならざるより、俄に新門を熊本へ召下し佐世保馬關松山丸龜の所々を慰問せしめ、予は福岡より歸山の途に着しに、圖ずも大元帥陛下の大本營を廣島へ進ませらるゝに付、神戸に御着輦の日同所に着しかば、行在所に伺候して、龍顏の麗はしきを拜し奉り御發輦を奉送しつ、即日歸山なし、夫より以來陸海軍共に連

明如上人傳 一三九一

明如上人傳 一言一

戰連勝の好報に接することは全く 陛下の御威徳の然ら令る所とは雖も、又將校士卒の忠勇の致す所と國家の爲慶喜此上ではなく候、此時に方りて益々本宗の教義を聞聞き世出世に付遺憾無らんこそ肝要に候、抑我等如き罪惡生死の凡夫を救はんさて願行成就し給ひし、御姿即南無阿彌陀佛の六字なれば、其名號のいばれを聞て御助け候へと信順する一念に光明攝取の大益を蒙り、臨終を待たず來迎を期せず、平生の時往生の業事成辦する故に如何なる事縁に遭遇するも一點の怖れなく、死を視るこそ歸るが如き金剛堅固の安心に住し報謝の稱名怠慢なく、皇恩佛恩の悉なきを念ひて、不惜身命報公の誠意を竭くさるべく候、倩々惟みれば征清の事たる東洋一般の平和を保ち、皇國をして富嶽の安きに在らしめ、萬民永遠の安寧を計らせ給ふ大御心に外ならず、之が爲に畏くも九重の宮城を出させられ、狹隘なる行宮に移り給ひ萬事御不自由あらせられ、出征の將士は身命を惜ます、萬里の異域に渡り、砲煙彈雨の中に在て國光を發揚す、彼を仰ぎ此を念ひ各自に艱難を憚からず、職務に勉勵し節儉を確守し、富國強兵の基を堅くせられ候はゞ、誠に詔勅の聖意に相契ひ、嚴護法城の旨にも相當り遂には、國豐民安兵戈無用の域に立到るべく、眞宗念佛の行者の本分之に過ぐ可らず候也

明治二十七年十月

かくて十一月二日、天機奉伺の爲め再び廣島に向ひ、五日拜謁を賜はつた。此の月一日、臨時部長大洲鐵然を韓國に派遣し、二十五日大本營の許可を得て、布教使十數名相前後して從軍することとなつた。翌二十八年三月六日、臨時部を廣島に進め、此の日光瑞上人をして、天機を奉伺せしめ、十日城東練兵場に於て、第一回追弔大法會を修し、次で十五日、吳鎮守府に海軍追弔會を修せられ、爾來各師團・分營・鎮守府等に於て、忠死者追弔法會を修し、併せて各病院を慰問せらるゝこと、翌年六七月の頃まで絶へなかつた。

二十八年七月、直諭を發して戰後の心得を示された。此の役、軍事公債に應すること前後二回、各々五拾萬圓であつた。又開戦當時に五千圓、臺灣征討に際して五百圓を恤兵部に献じ、軍人に歸敬式を施すこと五萬一千三百名、陣中名號を授與すること十萬五千幅、教諭書十萬通、書籍八萬五千冊、手巾八萬

筋、薬品一萬包を寄贈せられた。顧れば戦役の始終に亘り、明如上人親しく病軀を東西に驅られ、且つ光瑞新法主以下役員を督勵して、奉公の大義を説き、二諦の教旨を懇諭し、外には軍隊を鼓舞し、内には門末を獎勵し、夜を日につぎて奉國の誠意を盡されたのであつた。後三十三年北清の變あるや、復外には直ちに從軍布教使を派遣し、内には門末に向つて恤兵献金の舉を獎勵せらるゝこと、すべて前年に同じく盡忠の誠を致された。

凡そ明如上人の一代に於て、曩には維新の戦亂あり、後には二十七八年の役あり、而して孰れも宗門の上下全力を捧げて、奉公の誠を盡したことであつた。是を以て前には明治五年三月、勤王の功を賞して華族に列せられ、今又二十九年六月、一躍伯爵を受けらるゝの恩命を蒙つたのは、全く二十七八年役に於ける、奉公の事績を御嘉納あらせられたることであらうと、感激恐懼の至り

に堪へない次第である。

一五 社會救濟

明如上人が、社會の改善に最も意を注がれたことは、前に記するところの如くであるが、維新以來、我國佛教者の手に成れる感化院・孤兒院等は、全國に亘りて其の數七十有餘に達して居る。明如上人も亦此に留意すること深く、從來各地の感化院・孤兒院等、及び不時の飢饉・震災・水害・火難等の罹災者の爲には、巨多の金圓を義捐して居られたのであるが、將來永遠に之を行はんとするには、茲に基金の準備をせねばならぬ。又前記の如く監獄教誨には年久しく從事しつゝ、其の效果大に顯はれては居るけれども、之れが成功を全くせんには、不良少年の感化・孤兒貧兒の教養・放免囚人の保護等、皆必須の事業である。

是等の事、少額の資本では出来ることで無い。乃で明如上人は深く決するところあり、本願寺の門末より、普ねく全國の有志に及ぼし、一大財團を組織して、慈善事業の基礎を鞏固ならしめんとし、明治三十二年六月十日、及び七月二十日の兩回に亘り、全國より有志の門信徒を本山に召集し、大日本佛教慈善會財團の計畫を議定して、設立の端緒を開き、三十三年八月二十八日、募財の許可を得、三十四年九月二十一日、財團法人の設立を許可せられ、基礎漸く確定することを得た。當時上人の消息に曰く

觀無量壽經に佛心者大慈悲是と説きたまへるころを、覺如上人はあはれみを物に施すころより外に佛のすがたやはあると詠ぜられたり、しかれば凡佛教を奉する輩、誰かは佛の御心にしたがひて哀愍衆生のおもひながるべき、つらゝ現今世態を案するに知識ますく聞くといへども、德義漸く退歩の傾を生じ、產業いよ／＼興るといへども窮民また増加の勢を醸せり、苟くもこれを救済せんと欲せば大悲の佛意に基き、眞俗につけその方法を講ぜざるべからず、これによりてさいつ年

より一大慈善會を創設せんと切に希望したりしも、春來宿病頓に加はり起居心にまかせず、久しう病床にありて偏に心を痛ましむる所なり、あはれ值ひ難き佛法にあへる人々予が志をたすけ速に本會の基礎を固くせられんこそこそそれがはしく候らへ、抑當流の法義は眞俗二諦にして來世得脱の眞因はたゞ彌陀大悲の誓願を深く信するばかり也、この本願を信すれば不可稱不可説不可思議の功德は行者の身にみてり、故に餘行餘善に心をこめず其名號をこなふるも、たゞこれ常行大悲知恩報徳にして、自身往生の業とは思ふべからず、しかれどもすでにかゝる大益を蒙むりたれば、おのづから仁慈博愛の金言にかなひ、忠君愛國の道を守り、慈善の事業をも心がくべき勿論なり、しかるに自力の諸善を以て往生の因種に擬するを誠むるより、遂に世間の慈善をおろそかにすべきやう心得あやまち輩もあらんかとなげきおもふ所なり、希くば一流の道俗眞俗二諦の法義を誤なく、佛陀の大悲に安住し、世の中安穏なれ佛法弘まれとおもひて、進んでは社會の安寧を保ち退ては佛教の弘通をたすけ、本會の發達せんことを希ふばかりに候也。

明治三十二年九月

かくて將に事業經營期に入るに際し、報命盡きて明治三十六年の一月十八日、遂に遷化せられたのであるが、人は逝くも事業は逝かず、爾來年々評議員會の

明如上人傳 一二四

議決を経て、財團直接經營の各種慈善事業以外、全國二十有餘箇の慈善團體に補助し、又各地に於ける不時の災害に關しては、常に救助金を寄贈して居ることである。特に明治三十七八年戰役の際には、奉公の賞として金杯一個を下賜（三十九年四月一日付）せられ、四十二年二月十一日には、從來慈惠救濟事業の爲め、經營盡力するところ尠からずとありて、事業資金として、金五百圓を下賜せられた。此の成績と、是の光榮とに、華藏界裡の明如上人も、微笑せらるることであらうと思ふ。

一六 上人の性格

明如上人は容姿端正、資性謹嚴、事に處する甚だ慎重、而して一たび決するや、之を貫徹せざれば息はない人であつた。上人の此の性格は、一派の施設の

上に能く現はれて居る。明治の初め、彼の神佛分離の運動に際し、常に真宗四派の中堅となりて、素志を貫徹せられたることは、前に記する通りである。後明治三十二年、政府宗教法案を草し、之を帝國議會に諮らんとするや、法案の精神頗る公平であつて、總ての宗教を同一視するの提案であつた。是れもどより信教自由を制定せる、我國憲法の主旨に基けるもので、各種の宗教は、此の公平無私なる法律の下に、堂々として各自の教旨を宣揚し、飽くまで自主獨立の態度を取るべきである。然るに佛教各宗の見るところ此に出でず、或は國教制度と云ひ、或は特別保護と云ひ、ある特殊の法律の下に、姑息の安逸を得んことを主張し、各宗管長の協同を以て、政府に當ることとなつた。時に諸宗派皆之れに附和雷同したけれども、我が明如上人獨り超然として之れに贊同せず、別に穩健なる立案を提して、政府に示したことであつた。當時諸宗派輕浮

の徒輩、東西に狂奔し、多數をたのみて放恣の言辭を弄し、協同に應せざる我が本願寺派を以て、外教に改宗せりなどゝ、惡罵を逞しくしたことであつたが、上人の態度、屹として變せず、一派の上下、毫も動搖しなかつたので、世の識者、永く嘆賞して措かないことである。越えて三十三年、暹羅皇帝釋尊の遺骨を我國佛教各宗に贈らるゝや、大菩提會なるものを組織して、空漠誇大なる計畫の下に、各宗の大同盟を形成したことであつた。當時明如上人は、同會の前途甚だ危險にして、全く望みなきことを觀破せられ、遺骨を奉安すべき覺王殿建築費の内へ、金貳萬圓を寄附すべきことを約し、斷然として大菩提會の加盟を拒めた。この時もまた罵詈を逞しくするものあり、加盟を勧誘するものあり、いろいろであつたけれども、遂に應せられなかつたが、果して大菩提會は破綻縦横、醜聲頻りに起り、曾て揚言したる誇大なる計畫は影だに見へ

す、世また上人が先見の明に敬服したことであつた。上人の稟性かくの如くであるから、其の興學布教、社會改善等の事業の如き、輕舉經營に着手せらるゝことなく、前に記するが如く、護持會財團・慈善會財團を組織して、確固たる資源の下に、事業を創始せられたから、一派の經營年と共に其の實績を擧げて居ることである。

更に又明如上人は、泰西の文物に對し、採長補短の必要を痛切に感じて居られたから、夙に有爲の青年を、海外に留學せしめられたことであるが、明治三十一年、新法主光瑞上人支那内地を視察せられ、翌三十二年春歸朝。同年冬更に歐米視察の途に上らんとせらるゝや、時に明如上人宿痾再發して、前途樂觀すべからざる容態にあつたので、群議頗る高くなつたことであるけれども、自ら進んで新法主の外遊を激勵せられ、且つ再會遂に期し難かるべきを慮り、發

程に臨み、懇切精細に遺命せらるゝところがあつた。かくて光瑞上人は、遍ねく歐洲各地の視察を遂げて、歸路既に印度に達して居られたが、時に明治三十六年一月初旬、宿痾革まりて左右甚だ心を痛め、日夜看護に怠りなかりしも、漸次危篤に陥りて、十八日午前一時終に遷化せられたのであつた。終焉に先立ちて、十六日正二位に進められ、明治天皇・昭憲皇太后兩陛下より、御見舞として御下賜品があり、二月七日葬送の當日には、特に儀仗兵を附せられた。壽五十一、謚して信知院といふ。

明如上人の歌道に堪能なりしは、殆んど天性とも云ふべきほどであつて、幼少より其の嗜み深く、十二歳にして有栖川宮に歌道入門せられ、二十歳の時は、御歌人の數に加へられた。後明治十六年の頃(三十四歳)より、御歌所長なる高崎正風男の門に入りて、天性の堪能に修練の功を積まれたから、上人の和

歌は赫然頭角を抽くに至つた。遺稿『六花集』は、其の歌集である。又上人は博く内外の群籍から、諸般の調査を爲すに最も綿密を極められたが、殊に宮廷の年中行事中、其の佛式に關するものに精通せられ、歲月を費して自ら筆を執り多くの史料を纂輯せられた、遺稿『佛會紀要』が即ちそれである。

上人の平生には、尙ほ記すべきこと頗る多いが、今は凡て之を略せねばならないのを遺憾とする。現今我が本願寺派に於ける内外の施設經營は、別項「本願寺の現勢」に記するところの如くであるが、之れ皆謹嚴なる明如上人によりて其の基礎を築かれ、豪邁なる光瑞上人によりて大成せられたものである。噫明如上人遷化以來茲に十有七年になる。今や世界の大戦は既に講和期に入りて居るが、思想界の動亂は正に酣なる時期に際して居る。然るに光瑞上人亦遠く異郷に去りて職に在らず。明如上人を傳して筆を擋くに當り、無量の感慨禁ず

ること能はざるものがある。（藤谷謙）

足曳の山口の縣なる寛法寺鐵然は、夙くより勤王護法の精神あつく、ひそたびは俗界に投じて王事にいたづき、更に緇衣に復して弘教につとめ、こそに先門遷化に臨みて後事をゆだれおかれしかば久しく本山に在りて内外の要職に就き、予が爲に補佐の任に當りたりき。さるをさいつ頃より二堅に犯され故山に歸臥して醫養おさ／＼解りなかりけれど、聊もそのしるしみへす、日に／＼疲勞のみくはゝりもてゆくよしきゝて、いかにかあらんとふかく心をいためつゝありけるに、いにしひ十五日といふ日の夕、あはれ稱名の聲のうちに、往生をさせたりとつけおこせぬ、其なごりおしきはいふもさらばに、年ごろにつくし、功績をおもへば、予は恰も秋をうしなへるこゝちぞする、國家の爲め法門のため歎きてもなほあまりあることになむ。鐵然危篤にせまる數日前、先門贈位の御恩典を蒙りしかば、そのよしつげやりたるに病苦の中にもいたく天恩の優渥なるに感泣したりきとそのうからよりきくにつけても奉告の式典にだに列らしむることあたはざりしは、遺憾のきはみといふべし。さればせめて予が哀悼の意をひつぎのまへにつげ、かつは遺族のなげきをもなぐさめんさて、おもひつゞけたる歌ふたつ

ばなはまだちりあへねはるのくれかたにきみはだからのくに、かへれり
なにごともすぐせなりけりなき人のこゝろをつきてのりにつくせよ

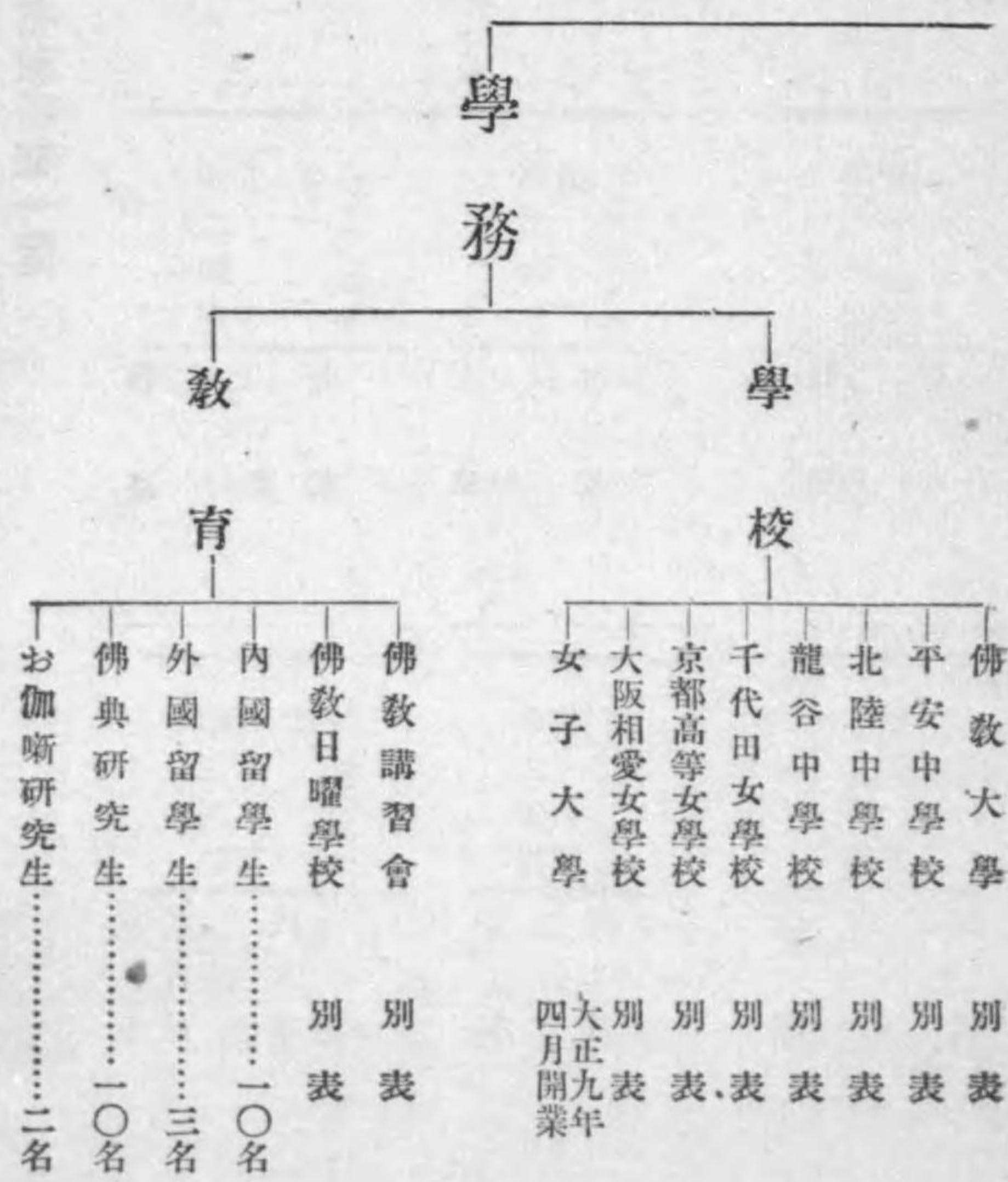
（明如上人）

本願寺の現勢

現今本願寺一派の統轄は、本山と地方との二に分ち、本山に執行所を設け、
地方に教務所及び組長事務所を置く。事務執行は、寺法第三章に「執行は法主
を匡輔し興學布教及び派内を統理する百般の事務を執行するものとす（第十一
條）前條の事務に於て派内に對しては執行其責に任すべき者とす（第十二條）
執行は例規に依て派内の僧侶を懲戒する事を行ふ但し度牒を奪ふが如きは集會
の議を経る者とす（第十三條）執行は派内の僧侶法臘十五年以上にして其任に適
する者數名を以て之に任す（第十四條）執行は法主之を任免す但し其任免に先ち
て集會の公認を経べき者とす（第十五條）とあるに依り、特任せられたる執行を
以て組織し、此の中一人を執行長とす。此の執行の執務するところを、執行所

と稱し、執行所に内局・法務部・學務部・教務部・庶務部・財務部の一局五部を置いてある。内局は所内の樞機に關する事項、法務部は一派の法要式事に關する事務、學務部は學事、教務部は布教、庶務部は門末に關する事務、財務部は出納理財に關する事務を處理する所である。此の外に監正局ありて賞罰及び派内の各規程に依る申告又は末寺の訴願に關する事務を取扱ひ、又會計検査部ありて執行所に屬し、收支決算の検査を行ひ、又風紀部ありて、山内並に本廟の風紀・衛生・防衛に關する事務を掌理し、又本願寺の寺債償還の爲に本山講があり、又東京には別に出張所を置いて、所長は執行長が兼掌して居る。又佛教婦人會聯合本部、佛教青年會聯合本部ありて、地方支部の統轄・聯絡・監督・獎勵等の事務を執つて居る。更に又一派布教興學の資金として護持會財團あり、大正七年十二月三十一日の現在にて、金壹百四拾九萬四千貳百四拾六圓四拾參錢

五厘也を有し、又慈善事業の資金として大日本佛教慈善會財團あり、大正七年十二月三十一日の現在にて、金壹百拾壹萬壹百四拾九圓拾四錢貳厘を有し、又本山・別院・末寺・説教所・教會講社の維持資金として本末共保財團あり、大正七年十二月三十一の現在にて、金壹百參拾五萬參千七百九拾四圓拾八錢五厘をして居る。又地方は北海道より臺灣に亘りて三十一教區に分ち、毎教區に管事を置きて、事務を掌り、又地方末寺の多少に隨て組畫を定め、毎組に正副組長を置きて、組内の事務を取扱ふて居る。又樺太・支那・北米・布哇には開教監督を置き、朝鮮には開教事務所を置いてある。又別に集會規則ありて、會衆を二類とし、第一類は法主之を特選し、第二類は派内僧侶の總代として全國二十七選區より公選し、現今特選十五名、總代四十五名あり、毎年一二月の間に本山に召集し、派内法度並に本山經費の豫算を議定して居る。



教本
頤
學寺

致
務

內國布教

駐在布教寺院門信徒佛教婦人會佛教青年會監獄布教巡回布教鐵道々友會布教研究會慈善救濟事業支那開教朝鮮開教米開教哇開教北開教臺灣開教太開教樺比利亞開教

別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別
表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表

寺願本

本願寺の現勢

—二四九—

軍隊布教所在一覽

管第七師下團 旭	管第四師下團 由良川	管第一衛師下團 東京
二	二	三
管第八師下團 秋弘田前	管第五師下團 松忠山廣山海	管第二師下團 若山盛仙口島
二	二	二
管第九師下團 麟富江	管第六師下團 都熊山澤	管第三師下團 岐名阜古屋
二	二	二

寺願本	管第十六師下團 福篠敦鑿大京	管第十三師下團 新小村高	管第十師下團 鳥舞姬
本願寺の現勢	横須賀府守鎮	千谷松田	路取鶴舞
—二四九—	山山賀野津都	田	
三	———	一一二	一一一
吳	管第十七師下團 濱福岡	管第十四師下團 宇都宮	管第十一師下團 高丸徳善通
一	福岡	都宮	通知龜島寺
舞	山	山	山
鶴	一一一	一	一一二
一	佐長佐大久	濱豊	管第十二師下團 下大福小
佐世保	留保崎賀村米	橋松	ノ關分岡倉
計	一一一	一一一	二三二三
七	二	二二二二	二二

寺願本

奈良教區	和歌山教區	京都教區	東海教區
吉松奈榛高 野	仁西由有西和 和 歌	大西新福篠京 舞知	山阿四桑名豐 下日 古
山山良原田	義佐良田川山	谷山鶴山山都	田喜市名屋橋

一一二一 一一四 一一二一八 一一二一

四 州 教 區	大 阪 教 區	兵 庫 教 區
高八北盛溫善宇高松德 幡 泉通	天土牧岡堺岸尼大 下生 茶 和ヶ 屋郷方町 田崎阪	山加相神岡姫 古 崎川生戸山路
知濱條口郡寺部松山島		

一一二 一一二八 一一三一

山 口 教 區	山 陰 教 區	備 後 教 區	安 藝 教 區
徳下於萩德三小下山 福 田野ノ 山松村 山尻田關口	浦物森松濱鳥 郷井 江田取	三油福 原 町木山	吳鍋忠廣 上海島

一一二 一一四

寺願本

東京教區	奥羽教區	北海道教區
結字足行横伊橫八東 都 須香 王	小弘若山秋盛仙	厚追帶旭札小國

一一三 一一二三 一一三

高岡教區	富山教區	新潟教區	長野教區
中戸高	泊入富 善	長村小高 千	松長
田出岡	町町山	岡松谷田	濱大大大小熊富 間 笠 本野 松森々磯原谷岡

一一二 一一二 一一二

岐阜教區	滋賀教區	福井教區	石川教區
赤穂船古岐	敦八高彦能大草米 日 登	栗三武小鰐福 田	七金

一一二三 一一二

駐在布教所在一覽

本願寺の現勢

三〇

佛教婦人會

吾派婦人會は去る明治三十七八年日露戰役に際し、婦人の自覺を促進すべく、光瑞上人の裏方故壽子の方が創設せられ、明治四十二年弓波瑞明主事に就任するや、獨立して佛教婦人會聯合本部を改稱し總裁大谷籌子の方、本部長九條武子の方、同次長梅上嶺子の方を頂きたるが、籌子の方往生後、大谷紅子の方總裁に就任せられ、今日に至る迄、故光顏院殿（故總裁籌子の方）の遺志を體し、地方婦人會を指導し本部事業として女子大學の創立を企劃し、第一期工事として京都高等女學校を完成し、愈々大正九年度より女子大學を開校するの運びに至れり、現在本部と聯絡せる婦人會は、僅かに四百〇七に過ぎるも、各寺は競ふて私設婦人會の公認を求めつゝあり。今公認せる婦人會を教區別に配せば

寺願本

本願寺の現勢

一
三

南豐教區
大別鶴中

北豐教區
四門小
日
市司倉

久福八
留
米岡幡

福岡教區

鹿兒島教區

那大
羣島

熊本教區
人熊吉本

臺灣教區	佐賀教區	長崎教區
花壠苗臺吉阿打膨臺彰嘉臺基 連水野湖	相唐鳥佐	波西鷄葦仙大佐 世
港港栗南村猴狗烏北化義中隆	知津栖賀	見泊知見崎村保

寺院門信徒數一覽		計
別院	別格別院	二百四十八
末寺	九、六二三	
兩山立會末寺	三一	
末寺ノ支坊	三	
教會講社	二、五五六	
說教所	四〇一	
門徒戶數	一、四五、〇〇五	
門徒數	三、六六五、八五五	
門徒數	三、五四三、八九九	
信徒數	八〇、四六三	
信徒數	六三、九六四	
男	一一一	
女	鹿蕃宜林田薯港藺蘭村	

寺願本

東京監獄 小菅監獄 豊多摩監獄 浦和監獄 川越分監 熊谷分監 水戸監獄 土浦分監 宇都宮監獄 枝木分監 前橋監獄 長野監獄 松本分監 上田分監 八王子分監

一一二二一二一二一一二四二二二
名名名名名名名名名名名名名

飯田分監
甲府監獄
靜岡監獄
濱松分監
岐阜監獄
高山分監
福井分監
新潟監獄
高田分監
宮城監獄
仙臺出張所
盛岡監獄
青森監獄
弘前分監
京都監獄
甲府監獄
靜岡監獄
濱松分監
岐阜監獄
高山分監
福井分監
新潟監獄
高田分監
宮城監獄
仙臺出張所
盛岡監獄
青森監獄
弘前分監
京都監獄

五一二二兼二一二一一二一二二一
多名名名任名名名名名名名名名

宮津分監 大阪監獄
若松町分監堺分監
奈良監獄 和歌山監獄
神戶監獄 田邊分監
姫路分監 豊岡出張所
橋通出張所
岡山監獄 津山分監
廣島監獄 三次分監

二三一三兼一四三一二六一一五一
名名名任名名名名名名名名名

監獄布教所在一覽

佛教青年會

總裁大谷尊由殿、本部長梅上尊融殿
公認青年會の數六十、教區別にせば
北海道一一一
滋賀縣一一五
兵庫縣一一二
長崎縣五二五
北豐州都四
京都市井
五二五二四
福安大富
鹿兒島山
大阪藝岡
五二三二一
石和歌山
朝熊山川
計日本口山
會員約十萬人
婦人會の發展に比し、青年會の振はざるは甚だ遺憾に堪へざる次第なり。

六〇一三

寺願本

各會中に於て數萬の會員を有するは、福井の南越婦人會、京都の京都婦人慈善教會、大阪の眞宗大阪婦人會、山口の防長婦人會、安藝の安藝眞宗婦人會、熊本の東肥婦人會、佐賀の西肥婦人會、長崎の眞宗長崎婦人會、鹿兒島の西南婦人會等なり、之等婦人會の中に於て、諸種の事業を經營し成績の顯著なるものは、南越婦人會の免囚保護、京都婦人慈善教會の慈善事業、松山婦人會、眞宗讚岐婦人會並に安藝眞宗婦人會の共に學校經營之れなり。

寺 頤 本

事業
一、鑑道現業員
二、機關雜誌
三、公傷失業者ノ職業紹介
四、殉職者遺孤兒扶養
五、從事員子弟委托通學
六、慰安會
七、殉職者追弔會修行

本願寺の現勢 —二三セー

鐵道文獻會

(本部 東京市神田區文京樂町二一
明治會館内)

巡回布教會所教圖別

寺願文

本願寺の現勢

二

尾道分監
山口監獄
岩國分監
下關分監
松江監獄
鳥取分監
濱田分監
高松監獄
松山監獄
宇和島分監
西條分監
德島監獄
高知監獄
三池監獄

三三二一一三二一一二一三三一
名名名名名名名名名名

長崎監獄 片淵分監 嶩原分監 福岡監獄
大分監獄 小倉分監 宮崎監獄 佐賀監獄
延岡分監 鹿児島監獄 大島出張所
臺北監獄 臺中監獄 臺南監獄

二二三一二一二二三二三一二二
名名名名名名名名名名名名

京城監獄 永登浦分監 平壤監獄 鎮南浦分監
大邱監獄 光州監獄 全州分監 木浦分監
釜山監獄 馬山分監 晋州分監 清津分監
關東都督府監獄署

一一一 一二一 三一二 一二
五九 名名名名名名名名名名

布教研究會

本願寺

會

場

召集人員

第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	時局講習會
明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正五年	大正六年	大正七年	東京築地本願寺別院
同	同	同	同	同	同	同	同	京都佛敎大學
年	次							

備考
布敎研究會は毎年一回乃至二回派内有爲の青年布敎使を召集し宗教行政、財政經濟、國防計劃、鐵道現業、社會政策、犯罪防遏、時代思潮、教育心理、陸海軍事、其他緊急なる時事問題に付各専門大家を召聘して研究するものとす。

大日本佛教慈善會財團事業一覽

(1) 貧者施療	(2) 孤兒貧兒養育	(3) 廣島育兒院	(4) 感化事業	(5) 免囚保護
イ、早稻田病院	イ、甘露育兒院	ト、廣島修養院	ト、因伯保兒院	イ、女子免囚保護兩全會
ニ、横須賀佛教博濟會	ハ、清水育兒院	ト、廣島保護院	ト、福井保育所	ロ、下關保護院
ハ、九華育兒院	ハ、四恩爪生會	ト、長崎淳心園	ト、リス、大和育兒院	ハ、京都感化保護院
ニ、龍華孤兒院	ロ、富山教區記念慈惠	ト、臺北成德學院	ト、南豐慈善奉公會教	ニ、東京齋修會
		ト、福岡縣代用感化院	ト、福岡學園	ト、敬愛實科女學校
		ト、鹿兒島代用感化院	ト、錦江學院	ハ、千代田高等女學校
		ト、三重感化院	ト、校	ト、東京盲人技術學校
			ト、萩婦人會修善女學	ト、崇德女學校
				ト、京都幼稚園

本願寺の現勢

—二九一—

本願寺の現勢

—二九一—

寺願本

奉安本鐵開長ハ青上漢北鞍香臺満計洲東ルヒ天縣嶺原春島ン、海島口京港山鎮里三

幼稚園、日曜學校 幼稚園、日曜學校 同 同 同 同 同 同 同
同 日曜學校 同 日曜學校

寺願本

撫遼營督瓦柳旅大
順陽口城店屯順連
岳房樹

———

內外開教表

同	日曜學校	備
	日曜幼稚園	日曜學校の

考 査 の 設 け あ り 、 日 本 事 業 保 護 因 免 の 校

(大正七年十二月末現在)

寺願本

鎮絕古草釜永慶慶金大長羅廳順松光木

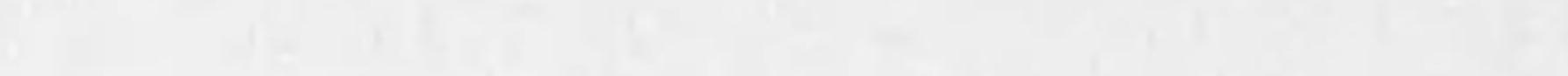
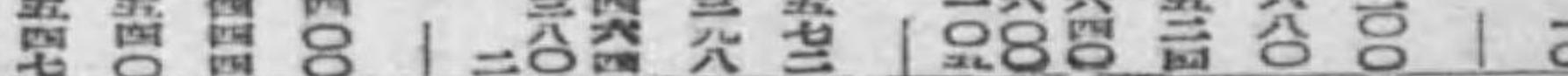
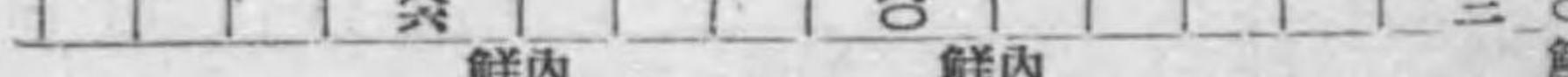
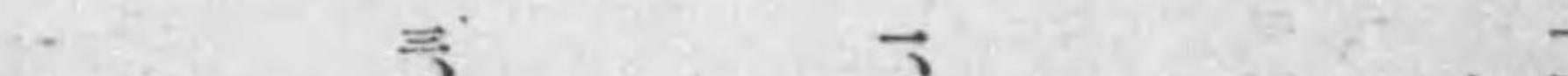
影

汀

海鳥館梁山川州山泉邱興州水天里州浦

本願寺の現勢

一三三一



寺顥本

布教所々在地
サンフランシスコ
オーランド
ロスアンセルス
サンノゼ
ペーカスフィル
ドベ
サクラメント
——
本願寺の現勢

員數別

院
教
會
出
張
所

三、零	三、零	二、三八	六、零	三、零零	六、零零	信 徒

日本人小學校

北米之論

義元清羅開合計

五二城南津山州

$\begin{smallmatrix} & 1 & 1 & 1 & 1 \\ 1 & - & - & - & \end{smallmatrix}$

四 | 一

100

三一一一

八

八 8 三 0 | 3

(大正七年十二月末現在)

寺願本

馬統晉方方金

魚

— 1 —

一二一三

— — — — —

1 2 3 4 5

— — — []

170

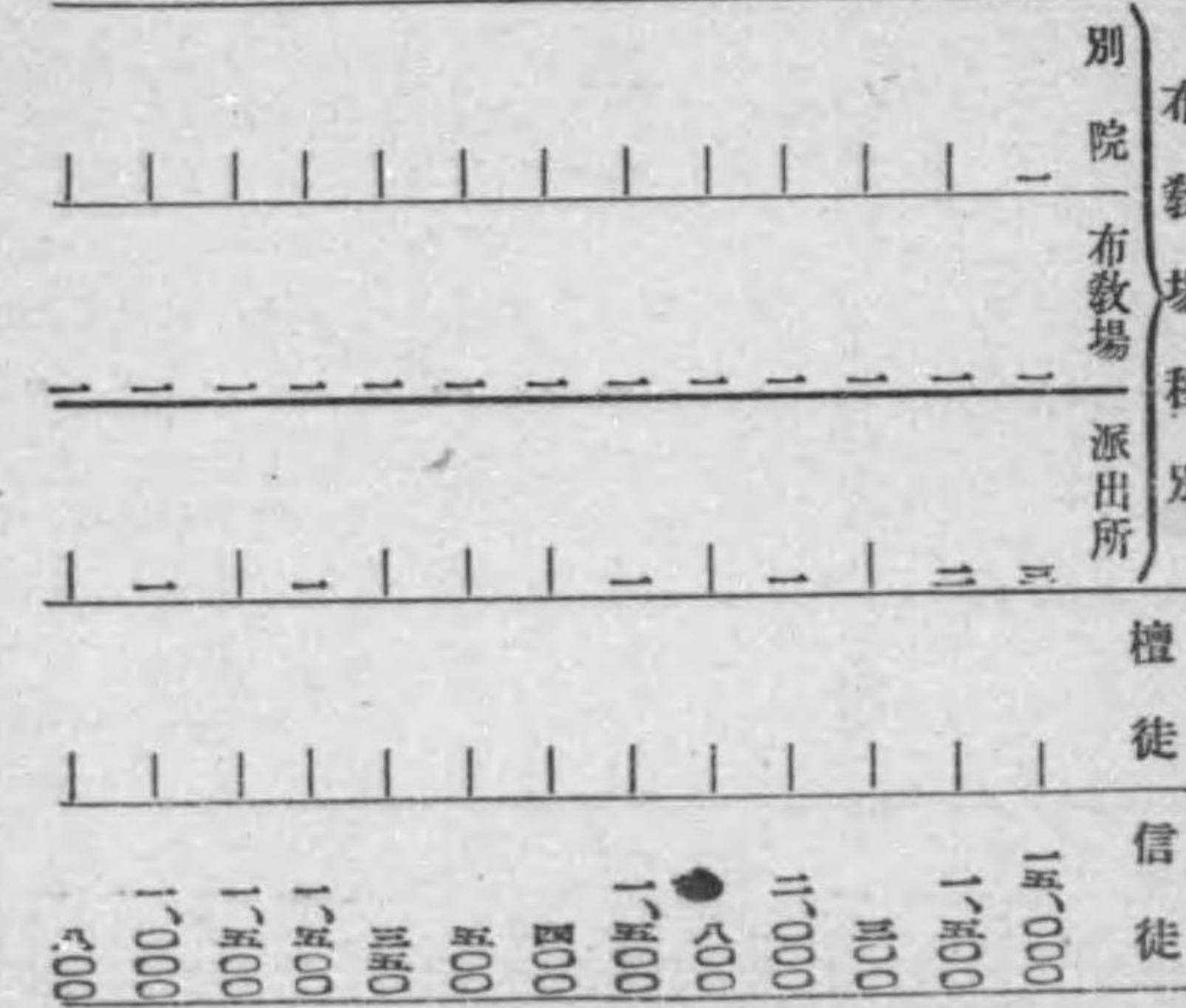
二〇一

寺願本

本願寺の現勢

島府和尾 加

キケリ	ワカタエリ	ワカタエリ	ワカタエリ	ワカタエリ	ボアホ
アラ	イイ	イ	ヒ	イ	ノルノ
ウア	アア	アフ	ア	バ	シチル
エリ	ルナ	ナ			エル
アア	エヤロク	エワツフ			アル



中學校女學校同學園

卷之三

名義之口語也。此其所以爲立言之精也。

六一

14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

日本人小學校

寺願本

彰嘉臺基臺

本願寺の現勢

化義中隆北

臺灣之部

員教數者

別院

布教所

種別

末寺

說教所

調査中

檀徒

調査中

信徒

備

布教所々在地

臺北成德學院

考

(大正七年十二月末現在)

島哇馬
ハババブ
ウウイ子
エラア子計
三四四

三一一一

一丨丨丨

三四一

五|一|一|

五|一|一|

六五、一五〇
四〇〇
五〇〇
二、〇〇〇
五、〇〇〇

各布教場には本願寺學園を設け日本語學教育を施し又日曜學校を設く

寺願本

本願寺の現勢

島哇布
ワラバナコニホババホホバオヒ
イハアウノウバノバイラメエ
ルイハレリカイロヒコアロアレ
クナラフナイアロアナムウアロアレ

一三一

一丨丨丨丨

一一一一一一一一一一一一

二|一|一|一|

一|一|一|一|一|一|一|一|

中學校、女學校

四、〇〇〇
六〇〇
四〇〇
二、〇〇〇
八〇〇
一、〇〇〇
四〇〇
三〇〇
一、〇〇〇
三、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇

寺願本

久名泊羽床本落喜長留真豊大
春母美多
内寄居舞丹斗合内濱加岡原泊

本願寺の現勢	布教所々在地	員布教者
—二七—	一一一ニ一一兼	二別院
	一 一 一 一 一 一 一 一 一	寺院
	一 一 一 一 一 一 一 一 一	教會
	一 一 一 一 一 一 一 一 一	說教所
	—一—一—一—一—一—一—一—	檀
	一 一 一 一 一 一 一 一 一	徒信
	六三三八	徒
六七四三三三五元四三		備

樺太之部

(大正七年十二月調)

考

寺願本

新南鹿蕃宜花擅苗臺豐林吉阿打膨

計薯蓮水田田野湖

竹投港藜蘭港栗南村村綠狗島

本願寺の現勢

—二八—

寺願本

雨小内泊阿清奥名鶴

川能登

龍呂路岸幸水上好城

本願寺の現勢

一二三一

計

三

二兼

一兼

三

二

一

二

三

四

五

六

西比利亞之部

浦據斯德	員布教者	布教所々在地		
		別院	布教所	種別
四	一			
一	二			
二	三			
一	四			
一	五			
一	六			
一	七			
一	八			
一	九			
一	十			
一	十一			
一	十二			
一	十三			
一	十四			
一	十五			
一	十六			
一	十七			
一	十八			
一	十九			
一	二十			
一	二十一			
一	二十二			
一	二十三			
一	二十四			
一	二十五			
一	二十六			
一	二十七			
一	二十八			
一	二十九			
一	三十			
一	三十一			
一	三十二			
一	三十三			
一	三十四			
一	三十五			
一	三十六			
一	三十七			
一	三十八			
一	三十九			
一	四十			
一	四十一			
一	四十二			
一	四十三			
一	四十四			
一	四十五			
一	四十六			
一	四十七			
一	四十八			
一	四十九			
一	五十			
一	五十一			
一	五十二			
一	五十三			
一	五十四			
一	五十五			
一	五十六			
一	五十七			
一	五十八			
一	五十九			
一	六十			
一	六十一			
一	六十二			
一	六十三			
一	六十四			
一	六十五			
一	六十六			
一	六十七			
一	六十八			
一	六十九			
一	七十			
一	七十一			
一	七十二			
一	七十三			
一	七十四			
一	七十五			
一	七十六			
一	七十七			
一	七十八			
一	七十九			
一	八十			
一	八十一			
一	八十二			
一	八十三			
一	八十四			
一	八十五			
一	八十六			
一	八十七			
一	八十八			
一	八十九			
一	九十			
一	九十一			
一	九十二			
一	九十三			
一	九十四			
一	九十五			
一	九十六			
一	九十七			
一	九十八			
一	九十九			
一	一百			

備

考

計	四	ハバロフスク
		ラゴエチエン
		スク
		ザバイカル
		佛教大學
		平安中學校
		本願寺の現勢
		二二一

學校

學

校

佛教大學	學生數	教職員數	卒業生數	入學志願者
				(大正七年度)
				三二、内入學者
				一三

佛教大學

學生數

教職員數

卒業生數

入學志願者

平安中學校	學生數	教職員數	卒業生數	入學志願者

平安中學校

學生數

教職員數

卒業生數

入學志願者

本願寺の現勢	二二一

本願寺の現勢

二二一

寺願本

本願寺の現勢 一二五

龍谷中學校	生徒數	教職員數	學士免狀所有者
入學志願者 (大正七年度)	三一	教職員數 三	二〇

内入學者 三元

北陸中學校	生徒數	教職員數	學士免狀所有者
入學志願者 (大正七年度)	二六	教職員數 三	二五

内入學者 二三

京都高等女學校	生徒數	教職員數	學士免狀所有者
入學志願者 (大正七年度)	三〇	教職員數 三	二五

内入學者 二七

相愛高等女學校	生徒數	教職員數	學士免狀所有者
入學志願者 (大正七年度)	二六	教職員數 二	二五

内入學者 二三

千代田高等女學校	生徒數	教職員數	組數
入學志願者	二六、内入學者	二五	大正七年

内入學者 二一

佛教講習會開催數	組數	開催數	大正七年
安東京奈大和兵四備備	三	九五	三七

内入學者 二一

佛教講習會開催數	組數	開催數	大正七年度
安東京奈大和兵四備備	三	九五	三七

内入學者 二一

佛教講習會開催數	組數	開催數	大正七年度
安東京奈大和兵四備備	三	九五	三七

内入學者 二一

寺願本

滋福新富長東奧北海道
賀井川岡山鴻野羽京道

本願寺の現勢

一三五

三四六九三九七二九五

三七三五五三一五九五

安東京奈大和兵四備備

歌

藝後阪良都海阜州庫山良都海阜

計

鳥本崎賀岡豐豊口陰

計

三四六三三三七七三三五

山南北佐福長熊鹿兒

計

三四六三三三七七三三五

島本崎賀岡豐豊口陰

計

三四二七八七九五三三三

大正七年度

三四二七八五〇三三七

寺願本

本願寺の現勢

本願寺認可日曜學校統計

(大正八年三月調査)

（本願寺の現勢）

(本願寺の現勢　を察する)

發行所

本派本願寺教務部

不許複製

大正八年四月五日印刷
大正八年四月十日發行

104

編 輯 者 北 島 立 濱
發 行 者 利 國 靜 意
印 刷 者 京都市油小路御前通上ル
清 水 精 一 郎

北畠玄瀛
京都市堀川花屋町下ル本願寺内
利國靜意
京都市油小路御前通上ル
清水精一郎

都弘文社印卽行

325

539



終

